

春日井市議会委員会条例（昭和49年春日井市条例第59号）新旧対照表

現 行	改正案
（常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員定数及びその所管） 第2条 議員は、次項第1号から第4号までに掲げる常任委員会のうち、それぞれ一の常任委員となるものとするほか、同項第5号に掲げる常任委員会の常任委員を兼ねる。 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 (1) 総務委員会 8人 ア 企画経営部の所管に属する事項 イ D X推進部の所管に属する事項 ウ 総務部の所管に属する事項 エ 会計課の所管に属する事項 オ 消防本部の所管に属する事項 カ 監査事務局の所管に属する事項 キ 他の常任委員会の所管に属しない事項 (2) <u>文教経済委員会</u> 8人 ア 市民生活部の所管に属する事項 イ いきがい創生部の所管に属する事項 ウ 産業部の所管に属する事項 エ <u>教育委員会の所管に属する事項</u> (3) <u>厚生委員会</u> 8人 ア 健康福祉部の所管に属する事項 イ こども未来部の所管に属する事項 ウ <u>環境部</u>の所管に属する事項 エ <u>市民病院</u>の所管に属する事項	（常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員定数及びその所管） 第2条 議員は、次項第1号から第4号までに掲げる常任委員会のうち、それぞれ一の常任委員となるものとするほか、同項第5号に掲げる常任委員会の常任委員を兼ねる。 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 (1) 総務委員会 8人 ア 企画経営部の所管に属する事項 イ D X推進部の所管に属する事項 ウ 総務部の所管に属する事項 エ 会計課の所管に属する事項 オ 消防本部の所管に属する事項 カ 監査事務局の所管に属する事項 キ 他の常任委員会の所管に属しない事項 (2) <u>市民経済委員会</u> 8人 ア 市民生活部の所管に属する事項 イ いきがい創生部の所管に属する事項 ウ 産業部の所管に属する事項 (3) <u>福祉教育委員会</u> 8人 ア 健康福祉部の所管に属する事項 イ こども未来部の所管に属する事項 ウ <u>市民病院</u>の所管に属する事項 エ <u>教育委員会</u>の所管に属する事項

(4) 建設委員会 8人

ア まちづくり推進部の所管に属する事項

イ 建設部の所管に属する事項

ウ 上下水道部の所管に属する事項

(5) 予算・決算委員会 32人

ア 予算に関する事項

イ 決算に関する事項

(4) 環境建設委員会 8人

ア 環境部の所管に属する事項

イ まちづくり推進部の所管に属する事項

ウ 建設部の所管に属する事項

エ 上下水道部の所管に属する事項

(5) 予算・決算委員会 32人

ア 予算に関する事項

イ 決算に関する事項

春日井市議会個人情報等保護条例（令和4年春日井市条例第38号）新旧対照表

現 行	改正案
（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) 略 (5) 保有個人情報等 議会の事務局の職員（以下「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報等であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、春日井市情報公開条例第2条第2号に規定する公文書（以下「公文書」という。）に記録されているものに限る。 (6)～(10) 略 (11) 特定個人情報等 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。<u>以下「番号法」という。</u>）<u>第2条第8項</u>に規定する特定個人情報及び春日井市個人情報等保護条例第2条第2項第6号に規定する特定死者情報をいう。 (12)～(14) 略 （利用及び提供の制限） 第12条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報等を自ら利用し、又は提供してはならない。 2～4 略 5 保有特定個人情報等に関しては、第2項第2号から第4号まで<u>及び第30条</u>の規定は適用しないものとし、別表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。	（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) 略 (5) 保有個人情報等 議会の事務局の職員（以下<u>この章から第3章まで及び第6章において</u>「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報等であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、春日井市情報公開条例第2条第2号に規定する公文書（以下「公文書」という。）に記録されているものに限る。 (6)～(10) 略 (11) 特定個人情報等 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。<u>第12条第5項において</u>「番号法」という。）<u>第2条第9項</u>に規定する特定個人情報及び春日井市個人情報等保護条例第2条第2項第6号に規定する特定死者情報をいう。 (12)～(14) 略 （利用及び提供の制限） 第12条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報等を自ら利用し、又は提供してはならない。 2～4 略 5 保有特定個人情報等に関しては、第2項第2号から第4号までの規定は適用しないものとし、別表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

(個人情報等ファイル簿の作成及び公表)

第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報等ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿(以下「個人情報等ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。

(1)～(9) 略

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報等ファイルについては、適用しない。

(1) 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報等ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの(議長が行う職員の採用試験に関する個人情報等ファイルを含む。)

(2)～(8) 略

3 略

(開示請求権)

第19条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下この章において「代理人」と総称する。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第28条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者(以下この条、第46条第2項第3号及び第47条において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、議長は、開示決定等をする

(個人情報等ファイル簿の作成及び公表)

第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報等ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿(第3項において「個人情報等ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。

(1)～(9) 略

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報等ファイルについては、適用しない。

(1) 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報等ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの(議長が行う職員の採用試験に関する個人情報等ファイルを含む。)

(2)～(8) 略

3 略

(開示請求権)

第19条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下「代理人」と総称する。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第28条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者(以下この条、第46条第2項第3号及び第47条において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、議長は、開示決定等をする

に当たって、当該情報に係る第三者に対し、議長が定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第25条第1項の決定（以下この章において「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1)・(2) 略

3 略

（訂正請求権）

第32条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(次に掲げるものに限る。第39条第1項において同じ。)の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下この章において同じ。)を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1)・(2) 略

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下この章及び第48条において「訂正請求」という。)をすることができる。

3 略

（訂正請求の手続）

第33条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「訂正請求書」という。）を議長に提出してしなければならない

に当たって、当該情報に係る第三者に対し、議長が定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第25条第1項の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1)・(2) 略

3 略

（訂正請求権）

第32条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(次に掲げるものに限る。第39条第1項において同じ。)の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下この章において同じ。)を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1)・(2) 略

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。

3 略

（訂正請求の手続）

第33条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「訂正請求書」という。）を議長に提出してしなければならない

ない。

(1)～(4) 略

2 略

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（利用停止請求権）

第39条 何人も、自己を本人とする保有個人情報に次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1)・(2) 略

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第48条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 略

（利用停止請求の手續）

第40条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「利用停止請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1)～(4) 略

2 略

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

ない。

(1)～(4) 略

2 略

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（利用停止請求権）

第39条 何人も、自己を本人とする保有個人情報に次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1)・(2) 略

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 略

（利用停止請求の手續）

第40条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「利用停止請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1)～(4) 略

2 略

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）

第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

（適用除外）

第50条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第4章（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

第54条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報等、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第6号アに係る個人情報等ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。

第55条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報等を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

第56条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図面又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は500,000円

（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）

第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

（適用除外）

第50条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、前章（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

第54条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報等、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第6号アに係る個人情報等ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の拘禁刑又は1,000,000円以下の罰金に処する。

第55条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報等を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は500,000円以下の罰金に処する。

第56条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図面又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の拘禁刑500,000円以

以下の罰金に処する。

別表（第12条関係）

略		
第39条第1項 第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
略		

下の罰金に処する。

別表（第12条関係）

略		
第39条第1項 第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
略		